

山梨県スタートアップ支援サイト構築業務  
企画提案実施要領

令和4年8月

山 梨 県

## 1. 企画提案を求める業務の概要

### 1.1 提案を求める理由

新たな事業領域を開拓し成長を遂げていくスタートアップには、本県経済の発展のみならず地域全体を活性化する強力なパワーがあり、本県が目指す「高付加価値化」や「ハイコオリティ」のイメージを増幅させる上で最良のパートナーになり得るものである。

このため、スタートアップに対する充実した支援策と本県の特徴を広く情報発信するサイトを構築することにより、有望なスタートアップの誘致及び創出並びに育成を図る。

#### 【選定スケジュール】

プロポーザル公告（山梨県ホームページ）	令和4年8月31日（水）
企画提案参加資格確認申請書提出期限	令和4年9月12日（月）17：00
質問受付期限	令和4年9月12日（月）17：00
企画提案参加資格確認結果通知	随時
質問回答期限	令和4年9月14日（水）予定
企画提案書提出期限	令和4年9月21日（水）17：00
審査会	令和4年9月下旬～10月上旬予定
審査結果通知、受託候補者特定	令和4年10月中旬予定

### 1.2 名称

山梨県スタートアップ支援サイト構築業務

### 1.3 委託内容

実施要領別紙1「山梨県スタートアップ支援サイト構築業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

### 1.4 予算上限額

本業務に係る経費としての想定額5,611,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）。

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

## 2. 企画提案の参加資格

### （1）企画提案参加資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）で

ないこと。

- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- エ この公告の日から契約締結日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- オ 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者でないこと。
- カ 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き2年以上営業を営んでいない者でないこと。
- キ 過去にウェブサイトを構築した実績がある者（再委託先として構築した者も含む）

### 3. 実施要領等

参加を希望する者には次のとおり交付する。

#### (1) 実施要領等の交付方法

「山梨県」ホームページに掲載することにより交付に代える。

#### (2) 契約担当窓口

郵便番号 400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁別館3階  
山梨県 産業労働部 成長産業推進課  
電話番号 055-223-1544 FAX 055-223-1569  
E-mail seichosangyo@pref.yamanashi.lg.jp

### 4. 企画提案参加資格の申請書の提出

- (1) 企画提案への参加を希望する者は、参加資格を有することを証明するため、企画提案参加資格確認申請書（別紙様式第1号。以下「申請書」という。）を提出し、提案参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 申請書には次の書類を添付して提出すること。
  - ア 会社概要等整理表（別紙様式第2号）

既に作成されている会社概要等紹介のパンフレット等がある場合は、それを添付すること。
  - イ 受託実績整理表（別紙様式第3号）

代表的なもの2例について記載すること。
  - ウ 受託実績がわかるもの  
契約件名、双方の契約者名、契約金額、契約の日付が分かる箇所等、受託実績がわかる資料（契約書等）を複写したもの。（ただし、契約相手方に不利益となる箇所等がある場合は、その箇所を隠伏して構わない）

- エ 専任技術者証明書（別紙様式第4号）
- オ 誓約書（別紙様式第5号）
- カ 役員名簿（様式任意）
- キ 導入予定CMSの機能等紹介資料（様式任意、パンフレット可）

(3) 提出期限

公告の日から令和4年9月12日（月）午後5時まで。  
なお、県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

(4) 提出場所

山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁別館3階  
山梨県 産業労働部 成長産業推進課  
電話番号 055-223-1544 FAX 055-223-1569

(5) 提出方法

申請書の提出は、持参又は郵送によるものとする。なお、郵送の場合は期限までに必着とすること。

## 5. 企画提案参加資格審査結果の通知

(1) 通知方法

企画提案参加資格確認の結果通知は令和4年8月31日（水）以降、随時書面にて郵送により通知する。

(2) 説明請求

企画提案参加資格がない旨の通知を受理した者は、その理由について説明を求めることができる。

説明を求める場合は、令和4年9月20日（火）正午までに知事宛の書面（様式任意）を4（4）に示す提出場所に持参するものとする。

理由は令和4年9月27日（火）までに書面により回答する。

## 6. スケジュール

### 6.1 企画提案説明会

実施しない。

### 6.2 質問の受付

(1) 質問方法及び質問送付先

本実施要領及び仕様書に対し質問がある場合には、質問票（別紙様式第6号）に記載の上、電子メールにて次の宛先に送付すること。電子メールで送信した後、送信したことを電話連絡すること。なお、電話による質問は受け付けない。

宛先 : 山梨県産業労働部成長産業推進課  
E-Mail : seichosangyo@pref.yamanashi.lg.jp  
件名 : 「山梨県スタートアップ支援サイト構築業務に関する質問」  
電話番号 : 055-223-1544

(2) 受付期間

公告の日から令和4年9月12日(月)午後5時まで

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は実施要領等の交付者全員に対し、随時行うものとし、令和4年9月14日(水)午後5時までに全ての質問に対し回答を行う。

### 6.3 企画提案書の提出

企画提案書は、仕様書に基づき、実施要領別紙2「山梨県スタートアップ支援サイト構築業務企画提案書等作成要領」に沿って、実施要領別記1「山梨県スタートアップ支援サイト構築業務 評価基準」の各項目No.1～No.9について漏れなく記載し、書面で作成、必要部数を持参又は郵送により提出すること。

## 7. 審査及び委託業者の決定に関する事項

### 7.1 委託業者の選定方式

委託業者については、一般公募により幅広く企画提案を募る公募型プロポーザル方式により選定する。

### 7.2 審査会

審査は、企画提案書・企画提案参加資格確認申請書(添付書類含む)の内容及び2

(1)キの実績として提案者が示したサイトの機能を基に、「山梨県スタートアップ支援サイト業務に関する企画提案審査会」において行う。

### 7.3 審査基準

審査の基準は、実施要領別記1「山梨県スタートアップ支援サイト構築業務 評価基準」による。

### 7.4 審査及び採用者の決定に関する事項

(1) 審査手順

審査は、以下の手順により行うこととする。

ア 提案審査

審査会は、企画提案書・企画提案参加資格申請書(添付書類含む)の内容及び2

(1)キの実績として提案者が示したサイトの機能を基に審査する。

#### イ 優先交渉権者の選定

審査会は、審査項目ごとの評価を行い最高得点の企画提案をした業者を選定する。

#### (2) 審査結果の通知

審査結果は、全ての申請者に対して9月下旬～10月上旬頃に通知する。

### 8. 委託契約

県は、審査会の選定結果をもとに決定した優先交渉権者を委託契約候補者として詳細について協議の上、見積書徴収後、予定価格の範囲内である場合、随意契約により委託契約を締結する。

優先交渉者との協議が整わず契約締結が見込めないとき又は優先交渉者が契約締結までの間に2(1)の企画提案参加資格を満たさなくなったときは、次点の提案者と契約締結に向けた協議を行う。

なお、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を、契約日に県に納付しなければならない。ただし、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条の2の規定に該当する場合は免除する。

### 9. 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は無効とする。

- (1) 企画提案に参加する資格のない者
- (2) 申請書、企画提案書、その他本企画提案に関連して提出された書類に虚偽の記載をした者

### 10. その他

#### (1) 企画提案参加資格の喪失

業者選定日から委託契約の締結までに、実施要領において提示された提案参加資格の一部又は全部を喪失した場合には、県は、委託契約を締結しないことができる。

#### (2) 企画提案書の提出辞退

参加資格申請書提出後に企画提案書の提出を辞退する場合は、「企画提案辞退届」（別紙様式第8号）によるものとし、企画提案書の提出期限までに4(4)の場所に提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはしない。

#### (3) 企画提案のための費用負担

企画提案のための費用は、企画提案者の負担とする。

#### (4) 企画提案書類の返却

提出された企画提案書類は返却しない。

(5) 秘密の厳守

本企画提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

また、企画提案実施要領、仕様書等、県が配布する資料については、複写及び第三者への開示・提供など本提案以外の目的で使用してはならない。

(6) 担当者の変更

企画提案書に記載した予定担当者を、受託後の業務遂行中に変更する場合には、事前に県に届け出るものとする。ただし、その場合には、従前の担当者と同等以上の技術を有することを示す証を添付すること。

## 山梨県スタートアップ支援サイト構築業務 評価基準

No.	項目	評価内容	配点
1. 業務遂行能力・実現性			
1	構築体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>会社及び技術者の開発実績、技術者の開発能力、開発技術者数、構築にあたっての会社の体制など業務を円滑に実施する上で十分な体制であるか。</li> </ul>	5
2	受託実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去にウェブサイトを構築した（再委託先として構築した）実績があるか。</li> <li>実績として提示したサイトの主な機能・特徴は本事業への活用が期待できるか。</li> </ul>	5
3	開発スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>県との協議時期、協議回数は適当か。提案されたスケジュール案は仕様書で規定された期日となっているか。</li> </ul>	5
2. 企画提案内容			
4	企画全体設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>企画提案全体として、本委託業務の目的・趣旨を十分に理解した内容となっているか。また、コンセプトは明確化されているか。</li> <li>県が要求している以外に有効な機能などの企画が提案されているか。</li> </ul>	5
5	サイト名（略称） ・ロゴデザイン	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案されたサイト名（略称）及びロゴデザインは、本県におけるスタートアップ支援のイメージが連想されるものであって、情報発信を行う上でインパクトがあり、効果的なものとなっているか。</li> </ul>	10
6	機能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書に記載された機能要件を満たす上で、実現可能な提案がなされているか。</li> <li>より良い情報取得ができるサイト構成を構築する上で、提案事業者の創意工夫が見られるか。</li> <li>ページ作成などの基本操作は、専門知識がなくてもわかりやすいか。</li> </ul>	15




7	デザイン性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デザイン構成は、情報を的確かつわかりやすく伝えることができる洗練されたデザインとなっているか。</li> <li>・閲覧者の誰もが目的の情報にたどり着けるメニュー機能の実現が期待できるか。</li> <li>・多種多様なデバイス、多種多様な利用者が、目的の情報を取得しやすい構成となっているか。</li> </ul>	20
8	SEO 対策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報発信サイトとして十分な効果を発揮するよう、サイトの露出度を高める配慮がなされているか。また、適切な SEO 対策が講じられているか。</li> </ul>	15
9	運用・保守	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書に記載された運用保守の要件を満たす上で、実現可能な提案がなされているか。</li> </ul>	15
3. 提案価格			
10	見積もり	<p>計算式：配点×応募者中の最低価格/提案者の価格  ※小数点以下第1位で四捨五入</p>	5

合計 100

## 評価方法について

### 1. 採点基準

各評価項目における評価点は、5点満点（最高得点5点、最低得点1点）とする。

- |   |   |                             |
|---|---|-----------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・優れている／期待できる</li> <li>・やや優れている／やや期待できる</li> <li>・どちらともいえない</li> <li>・やや劣る／あまり期待できない</li> <li>・劣る／期待できない</li> </ul> |  | <p>( 5点 )</p> <p>( 1点 )</p> |
|---|---|-----------------------------|

### 2. 評価対象

- ・基本的に企画提案書に記載されている内容について評価するものとする。
- ・審査項目ごとの評価を行い最高得点の企画提案をした業者を選定する。